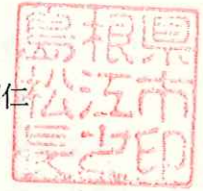


松江市生活困窮者就労訓練事業認定要領について次のように定める。

令和 7 年 3 月 27 日

松江市長 上定 昭仁



松江市生活困窮者就労訓練事業認定要領

(趣旨)

第 1 条 この要領は、生活困窮者自立支援法（平成 25 年法律第 105 号。以下「法」という。）第 16 条第 1 項の認定及び同条第 3 項の認定取消の手続き並びに第 21 条第 2 項の報告徴収に関し必要な事項を定める。

(認定の手続き)

第 2 条 就労訓練事業の認定を受けようとする者は、認定を受けようとする事業所ごとに、生活困窮者自立支援法施行規則（平成 27 年厚生労働省令第 16 号。以下「省令」という。）第 20 条に定める申請書に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、社会福祉法人、消費生活協同組合及び労働者協同組合など、他の法律に基づく監督を受ける法人については、第 1 号から第 4 号までの書類の添付は省略を可能とする。

- (1) 事業が行われる施設に関する平面図又は写真等
 - (2) 事業所概要や組織図等、事業の運営体制がわかる書類
 - (3) 貸借対照表や収支計算書等、財政的基盤がわかる書類
 - (4) 就労訓練事業を行う者の役員名簿
 - (5) 誓約書（様式第 1 号）
 - (6) その他市長が必要と認める書類
- 2 前項に規定する申請書及び添付書類（以下「申請書等」という。）の提出は、事業所ごとに提出するものとする。
- 3 市長は、第 1 項の申請書の記載事項又は添付書類に不備がある場合は、相当の期間を定めて申請者に補正を行わせるものとする。
- 4 市長は、当該申請に係る就労訓練事業が、認定基準に適合していると認める場合は、認定を行い、認定番号を付番するとともに、申請者に対して、生活困窮者就労訓練事業認定通知書（様式第 2 号）を送付することにより、認定を行った旨を通知するものとする。
- 5 市長は、認定を行わない場合は、申請者に対して、生活困窮者就労訓練事業不認定通知書（様式第 3 号）を送付することにより、その旨を通知するものとする。

(変更の手続き)

第 3 条 認定に係る就労訓練事業（以下「認定就労訓練事業」という。）を行う者は、次に掲げる事項を変更しようとする場合には、あらかじめその旨を認定生活困窮者就労訓練事業変更届

(様式第4号)により、市長に届け出なければならない。

- (1) 就労訓練事業が行われる事業所の名称
- (2) 就労訓練事業が行われる事業所の所在地及び連絡先
- (3) 就労訓練事業が行われる事業所の責任者の氏名

- 2 認定就労訓練事業を行う者（以下「認定就労訓練事業者」という。）は、認定に係る事項のうち、前項に掲げる事項以外の事項に変更があった場合は、その旨を認定生活困窮者就労訓練事業変更届（様式第5号）により、速やかに市長に届け出なければならない。

(廃止の手続き)

- 第4条 認定就労訓練事業者は、認定就労訓練事業を行わなくなったときは、認定生活困窮者就労訓練事業廃止届（様式第6号）により、その旨を市長に届け出なければならない。

(報告の徴収)

- 第5条 市長は、法第21条第2項に基づく報告徴収を書面で求めるときは、報告徴収書（様式第7号）により行うものとする。

(認定の取消)

- 第6条 市長は、法第16条第3項の規定に基づく認定の取消を行った場合は、認定就労訓練事業者に対し、生活困窮者就労訓練事業認定取消通知書（様式第8号）により、その旨を通知するものとする。

(認定情報の登録等)

- 第7条 市長は、認定就労訓練事業台帳を備え、認定を行った事業に関する情報を記載し、これを適切に管理するものとする。認定就労訓練事業者から変更や廃止の届け出があった場合も同様とする。

(その他)

- 第8条 認定就労訓練事業者は、就労訓練事業の実施にあたり、省令第21条に定める認定基準及び「生活困窮者自立支援法に基づく認定就労訓練事業の実施に関するガイドライン」（平成30年10月1日社援発1001第2号厚生労働省社会・援護局長通知）を遵守しなければならない。
- 2 認定就労訓練事業者は、自立相談支援機関のあっせんを受け、生活困窮者や生活保護受給者を受け入れることができるものとする。
- 3 生活困窮者及び生活保護受給者を含め10名以上の定員を設け、第2種社会福祉事業として認定就労訓練事業を実施する場合は、事業者は、当該事業の開始の日から1月以内に、知事に事業開始届を提出しなければならない。事業の変更又は廃止となった場合も同様とする。
- 4 市長は、認定就労訓練事業の認定を行い、又は変更届若しくは廃止届を受理したときは、必要に応じて、その旨を認定就労訓練事業者に伝達するものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和7年 月 日から施行する

(経過措置)

- 2 この要領の施行の日（以下「施行日」という。）前に島根県生活困窮者就労訓練事業認定要領の規定により島根県知事がした処分その他の行為又は同要領の規定により島根県知事に対してなされた申請その他の行為で、施行日以降に本市の区域内において就労訓練事業の認定を受け、又は認定を受けようとする者に係るものは、施行日以降においては、この要領の相当規定により市長のした処分その他の行為又は市長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

様式第 1 号 (第 2 条関係)

誓 約 書

年 月 日

(あて先) 松江市長

申請者	{	主たる事業所 の所在地
		名 称
		代表者の職・氏名

年 月 日付で行った生活困窮者自立支援法（平成 25 年法律第 105 号）第 16 条第 1 項の規定に基づく生活困窮者就労訓練事業の認定の申請について、下記のとおり誓約します。

記

- 1 提出する書類について事実と相違ないこと。
- 2 生活困窮者自立相談支援事業を行う者のあっせんに応じ生活困窮者を受け入れること（生活困窮者自立支援法施行規則（平成 27 年厚生労働省令第 16 号。以下「則」という。）第 21 条第 1 号ハ関係）。
- 3 生活困窮者就労訓練事業の実施状況に関する情報の公開について必要な措置を講じること（則第 21 条第 1 号ニ関係）。
- 4 則第 21 条第 1 号ホ（1）から（9）までのいずれにも該当しない者であること。

(参考) 生活困窮者自立支援法施行規則（平成 27 年厚生労働省令第 16 号）第 21 条第 1 号ホ

- (1) 生活困窮者自立支援法（以下「法」と言う。）、社会福祉に関する法律又は労働基準に関する法律の規定により、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して 5 年を経過しない者
- (2) 法第 16 条第 3 項の規定により同条第 1 項の認定の取消しを受けた者で、当該取消しの日から起算して 5 年を経過しない者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者をその業務に従事させ、又は当該業務の補助者として使用するおそれのある者
- (4) 破壊活動防止法（昭和 27 年法律第 240 号）第 5 条第 1 項に規定する暴力主義的破壊活動を行った者
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 1 項に規定する風俗営業又は同条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業に該当する事業を行う者
- (6) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立てが行われている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項の規定に基づく再生手続開始の申立てが行われている者
- (7) 破産者で復権を得ない者
- (8) 役員のうちに（1）から（7）までのいずれかに該当する者がある者
- (9) （1）から（8）までに掲げる者のほか、その行った就労訓練事業（過去 5 年以内に行ったものに限る。）に関して不適切な行為をしたことがある又は関係法令の規定に反した等の理由により就労訓練事業を行わせることが不適切であると認められる者

- 5 生活困窮者就労訓練事業の利用者に対し、就労の機会を提供するとともに、則第 21 条第 2 号イ、ロに掲げる就労等の支援のための措置を講じること。
- 6 生活困窮者就労訓練事業の利用者（労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）第 9 条に規定する労働者を除く。）の安全衛生その他の作業条件について、労働基準法及び労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）の規定に準ずる取扱いをすること（則第 21 条第 3 号関係）。
- 7 生活困窮者就労訓練事業の利用に係る災害（労働基準法第 9 条に規定する労働者に係るものを除く。）が発生した場合の補償のために、必要な措置を講じること（則第 21 条第 4 号関係）。
- 8 「生活困窮者自立支援法に基づく認定就労訓練事業の実施に関するガイドライン（平成 30 年 10 月 1 日付け社援発第 1001 第 2 号厚生労働省社会・援護局長通知）」を遵守すること。

番
年 月 号
日

〇〇 〇〇 様

松江市長名

生活困窮者就労訓練事業認定通知書

年 月 日付で申請のあった生活困窮者就労訓練事業の認定の申請について、生活困窮者自立支援法（平成 25 年法律第 105 号）第 16 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり認定したので、通知します。

認定生活困窮者就労訓練事業を行う者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名		
認定生活困窮者就労訓練事業を行う事業所の名称及び所在地		
認定生活困窮者就労訓練事業の定員の数及び内容		
当該認定に関する事項	認定年月日	
	認定番号	

注） 認定生活困窮者就労訓練事業を変更又は廃止する場合は、それぞれ変更届又は廃止届が必要となります。また、第 2 種社会福祉事業として実施する場合、開始、変更又は廃止について、一か月以内に、それぞれ社会福祉法に基づく届出が必要となります。

番 年 月 号 日

〇〇 〇〇 様

松江市長名

生活困窮者就労訓練事業不認定通知書

年 月 日付で申請のあった生活困窮者就労訓練事業の認定の申請について、生活困窮者自立支援法（平成 25 年法律第 105 号）第 16 条第 2 項の規定に基づく認定を行わないこととしましたので通知します。

申請者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	
申請に係る事業所の名称及び所在地	
不認定となった理由	

様式第 4 号（第 3 条関係）

認定生活困窮者就労訓練事業変更届

年 月 日

（あて先）松江市長

届出者 { 主たる事業所
 所在地
 名 称
 代表者の職・氏名

認定生活困窮者就労訓練事業に関し変更をするので、生活困窮者自立支援法施行規則（平成 27 年厚生労働省令第 16 号。以下「則」という。）第 22 条の規定に基づき、届け出ます。

変更に係る事業所の 名称及び所在地	
変更予定年月日	年 月 日

認定生活困窮者就労訓練 事業が行われる事業所の 名称、所在地、連絡先及 び責任者の氏名（則 22 条第 2 号）に関する変更 内容	
--	--

様式第 5 号（第 3 条関係）

認定生活困窮者就労訓練事業変更届

年 月 日

（あて先）松江市長

届出者 { 主たる事業所の所在地
名称
代表者の職・氏名

認定生活困窮者就労訓練事業に関し変更があったので、生活困窮者自立支援法施行規則（平成 27 年厚生労働省令第 16 号。以下「則」という。）第 22 条の規定に基づき、届け出ます。

変更に係る事業所の名称及び所在地	
変更年月日	年 月 日

	認定生活困窮者就労訓練事業を行う者の名称、主たる事務所の所在地、連絡先及び代表者の氏名（則第 22 条第 1 号）	
	認定生活困窮者就労訓練事業の定員の数（則第 22 条第 3 号）	
	認定生活困窮者就労訓練事業の内容（則第 22 条第 4 号）	
	就労等の支援に関する措置に係る責任者の氏名（則第 22 条第 5 号）	

※ 変更事項について、該当する項目の左欄に○を記入し、変更内容を記載する。

様式第 6 号（第 4 条関係）

認定生活困窮者就労訓練事業廃止届

年 月 日

（あて先）松江市長

届出者 { 主たる事業所
の所在地
名 称
代表者の職・氏名

認定生活困窮者就労訓練事業を廃止したので、生活困窮者自立支援法施行規則（平成 27 年厚生労働省令第 16 号）第 23 条の規定に基づき、届け出ます。

廃止に係る事業所の名称 及び所在地	
廃止年月日	年 月 日

様式第 7 号 (第 5 条関係)

番 号
年 月 日

〇〇 〇〇 様

松江市長名

報 告 徴 収 書

認定生活困窮者就労訓練事業について、生活困窮者自立支援法（平成 25 年法律第 105 号。以下「法」という。）第 21 条第 2 項の規定に基づき、下記の通り報告を求めます。

本要求に対して、報告をせず、又は虚偽の報告をした場合は、法第 29 条第 2 項の規定により処罰されることがあります。

記

報告を求める理由	
求める報告の内容	
報告の方法	報告内容を文書により作成し、〔関係資料を添付して〕提出すること。
報告の期限	年 月 日

番 号
年 月 日

〇〇 〇〇 様

松江市長名

生活困窮者就労訓練事業認定取消通知書

年 月 日付で行った生活困窮者就労訓練事業に係る認定について、生活困窮者自立支援法（平成 25 年法律第 105 号）第 16 条第 3 項の規定により、次のとおり取消したので通知します。

取消に係る認定生活困窮者就労訓練事業を行う者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	
取消に係る認定生活困窮者就労訓練事業を行う事業所の名称及び所在地	
取消となった理由	